

事業主の皆さまへお知らせです

個人住民税(県民税・市町民税)の特別徴収の徹底について

平成26年度から法定要件に該当する事業主の皆様に個人住民税の特別徴収を実施していただきます。実施していただく予定の事業所には、事前予告通知書を送付します(平成25年10月16日発送予定)。

事業所の皆さま、個人住民税の普通徴収を希望していませんか？

給与所得者の個人住民税(個人市町民税+個人県民税)は、法令により、事業主が給与から特別徴収(給与から引き去り)して、給与所得者に代わって市町に納入することになっています。

パート・アルバイトを含むすべての従業員を対象に、特別徴収を実施していただきます。

次に該当する場合は、普通徴収とすることができます。

- 乙欄適用で普通徴収希望者又は他事業所で特別徴収されている
- 給与が支給されない月がある
- 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
- 前年中に退職した者及び退職予定者(5月末までに退職予定の者)

問い合わせ先 税務課 TEL377-5655

防火管理講習の開催について

1. 実施日時 (1)甲種防火管理新規講習(2日間全科目の受講が必須です。)
11月6日(水)と11月7日(木)の2日間 両日とも 9時30分～15時40分
(2)乙種防火管理講習(全科目の受講が必須です。)
11月6日(水) 9時30分～15時40分
2. 実施場所 四日市市西新地14番4号 四日市市消防本部2階 防災センター
3. 受講手続 消防本部予防保安課、北消防署、朝日川越分署、南消防署において、所定の受講申込書に必要事項を記入(上半身の写真を貼付)のうえ、お申し込みください。
テキスト代(各講習ともに4,000円。)につきましては講習当日の受付時にお支払いいただきます。
受講申込用紙は消防本部ホームページからもダウンロードできます。
なお、電話での申し込みはできません。
4. 受付期間 三重郡朝日町内に在住または通勤の方
10月7日(月)～10月18日(金)(土・日・祝日を除く。)受付時間は8時30分～17時15分までとします。
ただし、受付期間中であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。
5. 受講定員 甲種防火管理新規講習 120名/乙種防火管理講習 40名
6. 問い合わせ先 四日市市消防本部 予防保安課予防係 TEL356-2008

有料広告掲載欄

介護付有料老人ホーム エクセレントあさひ

- ★要介護1以上の方なら入居いただけます。
- ★中度・重度の方、胃ろうの方も入居可能です。
- ★看取りについてもご相談ください。

～ゆっくり・楽しく・家族のように豊かな生活がテーマです～



ぜひ一度見学にお越し下さい!



医療法人 福島会
すべての人に微笑みを
—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 ふくじま 検索